

○財務省告示第百五十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十九年三月二十日に発行した割引短期国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十												
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位												
割引短期国庫債券（第四百十九	国債整理基金特別会計法（明治	三十九年法律第六号）第五條第	一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号）以下	適用を受けるとし、その振	替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのため	引受け額	八千万円	額面金額で二兆三千四百六十億	千円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	の整数倍の金額によるものと	する。	平成十九年三月二十日	額面金額百円につき九十九円三	十三銭七厘	平成二十年三月二十一日	ただし、償還期が銀行休業日に

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 た
十 銀 金 金 る
九 行 額 額 を と
年 百 円 支 き
三 円 に 払 は
月 つ き っ 。 そ
二 き 百 営
十 円 業
日